平成29年2月

# 下請Gメンによる訪問調査について
# ～下請などの中小企業の皆さんの声を伺っています～

- 中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して、年間2,000件以上の下請中小企業を訪問していきます。
- お話しの内容は、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注者側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促していきます。

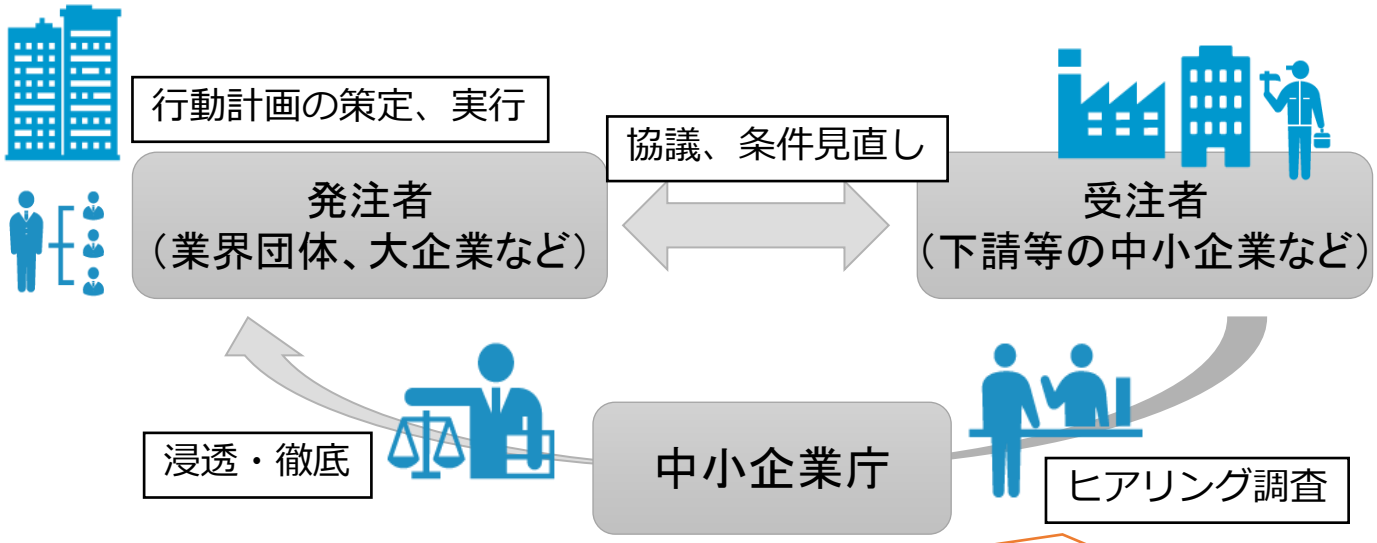


これまでに、このような声を政府の基準改正に反映してきました。

①「発注予定額の○○%」など合理性のない引き下げを要請される。
②光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言ってきてない」「貴社だけですよ」などと言われる。
③金型の返却や保管料負担の話をするが、何も対応してもらえない。
④手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる。

## ヒアリングを希望される方へ

下記連絡先の「取引調査担当」宛てに、『ヒアリング希望』とお伝え下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中小企業庁 取引課 | 取引調査班 | 03-3501-1669 | |
| 北海道経済産業局 | 中小企業課 | 011-709-1783 | |
| 東北経済産業局 | 中小企業課 | 022-221-4922 | |
| 関東経済産業局 | 中小企業課 | 048-600-0325 | |
| 中部経済産業局 | 中小企業課 | 052-589-0170 | |
| 近畿経済産業局 | 中小企業課 | 06-6966-6037 | |
| 中国経済産業局 | 中小企業課 | 082-224-5661 | |
| 四国経済産業局 | 中小企業課 | 087-811-8529 | |
| 九州経済産業局 | 中小企業課 | 092-482-5450 | |
| 沖縄総合事務局 | 中小企業課 | 098-866-1755 | |